

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成 20(2008)年3月に、平成 20(2008)年度から平成 29(2017)年度の 10 年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定し、平成 22(2010)年3月には、県内市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を平成 24(2012)年4月1日に施行、平成 25(2013)年3月に「霧島市男女共同参画計画」の中間見直しによる「霧島市男女共同参画計画(後期計画)」を策定しました。

また、平成 27(2015)年7月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことなどから、平成 30(2018)年度～令和4(2022)年度の5年間を計画期間とした「第2次霧島市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画計画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とは言えず、「社会通念、慣習・しきたりの中で不平等な点がある*」と感じる人が多く、性別による固定的な性別役割分担意識が残っているといえます。このほか、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を最も直接的に受けたのは、特にパートタイム労働など不安定な雇用形態にある女性たちであり、それにより家計の収入が減少し、生活苦に陥る家庭もありました。また、子育てや介護等の負担増加も懸念されているほか、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画の取組を一層加速させていく必要があります。

さらに、国においては「第5次男女共同参画基本計画」の中で、人口減少社会の本格化や未婚・単独世帯の増加、人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革などを課題として掲げたほか、令和元(2019)年5月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、令和2(2020)年6月から順次施行されているほか、令和3(2021)年6月には「育児・介護休業法」が改正、令和4年4月から順次施行され、男性の育児休業取得の更なる促進が図られていることなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した取組も求められています。

このような状況等を踏まえ、令和5(2023)年度～令和9(2027)年度に向けて効果的に施策を展開するために、ここに「第3次霧島市男女共同参画計画」を策定するものです。

*社会通念、慣習・しきたりの中で不平等な点があると感じる市民の割合 58.5%

出典：令和3(2021)年度 霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項*及び霧島市男女共同参画推進条例第 11 条第1項*の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画の「重点課題3 一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項*に基づく「市町村推進計画」に相当する「霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」です。
- (3) この計画の「重点課題4 女性に対するあらゆる暴力の根絶」のうち、「施策の方向(2)配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項*に基づく「市町村基本計画」相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」です。
- (4) この計画は、「第二次霧島市総合計画(後期基本計画)」に掲げる6つの政策のうち、「5 きょうどう 市民とつくる協働と連携のまちづくり」で示された「人権尊重・男女共同参画の推進と多文化共生」の施策体系に基づき、本市の関連計画との整合を図りながら、男女共同参画の推進を図るための個別具体の計画です。
- (5) この計画は、霧島市男女共同参画審議会の答申、「令和3(2021)年度男女共同参画に関する市民意識調査」及びパブリックコメントにおける意見等の結果を踏まえて策定します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和5(2023)年度～令和9(2027)年度の5年間とします。

*男女共同参画社会基本法 第 14 条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

*霧島市男女共同参画推進条例 第 11 条第1項

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

*配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第6条第2項

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。